

件 名	愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例
主 管 課	子育て支援課
根拠法令等	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第25号)
○改正の概要 令和6年5月17日、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第25号)が公布され、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成13年法律第137号)の法律名が改正されるとともに、号ずれが生じることとなった。 ※施行日は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日 で未確定 上記改正に伴い、同条例において引用する関係規定の改正を行う。 ○改正内容 【改正前】 (青少年有害情報の閲覧等の防止) 第13条の9 3 端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号</u>に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年インターネット利用環境整備法第2条第10号に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス(以下「青少年有害情報フィルタリングサービス」という。)に係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。 【改正後(案)】 (青少年有害情報の閲覧等の防止) 第13条の9 3 端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第4号</u>に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年インターネット利用環境整備法第2条第10号に規定する青少年有害情報フィルタリングサービス(以下「青少年有害情報フィルタリングサービス」という。)に係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。	
施 行 日	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律(令和6年法律第25号)の施行の日
【その他参考事項】	